

山梨県公報

第千六百四十三号

平成十八年

二月二十三日

木曜日

目次

告示

結核予防法に基づく指定医療機関の廃止……………九一

結核予防法に基づく医療機関の指定……………九一

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示……………九一

道路の供用開始(三件)……………九二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………九二

開発行為に関する工事の完了について……………九二

公安委員会

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………九三

更新時講習の実施に関する規則……………九三

山梨県富士五湖水上安全条例施行規則の一部を改正する規則……………一〇八

平成十八年度自動車等の運転免許試験等の実施……………一〇八

告示

山梨県告示第九十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十八年二月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	株式会社山梨薬剤センター
所 在 地	山梨市万力百十番地

山梨県告示第九十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年二月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
あすなる大月薬局	大月市猿橋町殿上五百八十七の五
共立診療所さるはし	大月市猿橋町殿上五百八十七の一
ふなやまペイン(痛み)クリニック	甲府市国母一の二十二の二十
株式会社山梨薬剤センター	山梨市万力百十番地

山梨県告示第九十九号

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年二月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示(平成十六年山梨県告示第百四十四号)の一部を次のように改正する。

一の表一の項中「韮崎市」を「甲府市(旧能泉村、旧宮本村及び旧上九一色村の区域を除く。)、韮崎市」に改め、同表一の項中「甲府市(旧能泉村及び旧宮本村の区域を除く。)」を削り、「山中湖村及び富士河口湖町の区域」を「及び山中湖村の区域」に改め、同表三の項中「及び旧宮本村」を「旧宮本村及び旧上九一色村」に、「西八代郡上九一色村(富士ヶ嶺地区を除く。)、市川三郷町」を「西八代郡市川三郷町」に、「及び西桂町」を「西桂町及び富士河口湖町(富士ヶ嶺地区を除く。)」に改める。
二の表二の項中「大月市」を「甲府市(旧上九一色村の区域に限る。)、大月市」に、「南巨摩郡の全町村(増穂町のうち旧平林村の区域を除く。)、西八代郡の全町村」を「西八代郡市川三郷町、南巨摩郡の全町(増穂町のうち旧平林村の区域を除く。)、及び南都留郡富士河口湖町(旧上九一色村の区域に限る。)」に改める。

附則
この告示は、平成十八年三月一日から施行する。

山梨県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十八年三月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	四日市場上野原線	都留市朝日曾雌字落合三六〇番の一地先から都留市朝日曾雌字瀬戸四四一番の二地先まで	一八〇・〇	平成十八年二月二十三日

山梨県告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年三月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	敷島田富線	甲斐市大字玉川字川除外一五四二番の三地先から甲斐市大字玉川字川除外一五五八番の一地先まで	一五八・〇	平成十八年二月二十三日

山梨県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年三月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	葎崎櫛形豊富線	南アルプス市大字曲輪田新田字宿東二番の一地先から南アルプス市大字曲輪田新田字宿東一三八番地先まで	四九四・〇	平成十八年二月二十三日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年二月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあつた年月日 平成十八年一月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 山梨ガバメント協会
 - 2 代表者の氏名 廣瀬賢
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨市北千八百六十八番地六
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、峡東地域を中心とした市民に対して、学術、文化、芸術等の振興を図ると共に、まちづくりと経済活動の活性化を推進するため、市民と行政との協働事業に積極的な取り組みを行い、広く公益に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十八年一月二十七日から平成十八年三月二十六日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

関する工事は、完了した。

平成十八年二月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町西条字八公免一四二の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町西条二千六百十番地 いちい住宅Cの五 望月 弥

公安委員会

山梨県公安委員会規則第二号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年二月二十三日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

（講習の実施場所）

第十四条 法第百八条の二各号に掲げる講習の実施場所は、次のとおりとする。

- 一 法第百八条の二第一項第一号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第八号の二、第九号、第十号及び第十二号に規定する講習は、公安委員会が認める施設において行うものとする。
- 二 法第百八条の二第一項第二号、第三号及び第十三号に規定する講習は、交通部運転免許課長及び公安委員会が認める施設において行うものとする。
- 三 法第百八条の二第一項第十一号に規定する講習は、交通部運転免許課、交通部運転免許課都留分室及び警察署（警察署で行う場合は優良運転者を対象とする。）において行うものとする。

第十七条の七中「次の表に掲げる場所」を「交通部運転免許課又は交通部運転免許課都留分室」に改め、同条の表を削る。

第十八条を次のように改める。

（更新時講習の手続等）

第十八条 法第百八条の二第一項第十一号に規定する講習（以下、「更新時講習」という。）

の手続等については、更新時講習の実施に関する規則（平成十八年山梨県公安委員会規則第三号）のほか、別に定めるものとする。

別表第四を次のように改める。

別表第四 削除

附 則

この規則は、平成十八年三月五日から施行する。

山梨県公安委員会規則第三号

更新時講習の実施に関する規則を次のように定める。

平成十八年二月二十三日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

更新時講習の実施に関する規則
（趣旨）

第一条 この規則は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下、「法」という。）第百八条の二第一項第十一号に規定する講習（以下、「更新時講習」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（更新時講習の種類等）

第二条 更新時講習の種類、対象者及び講習時間は、次のとおりとする。

一 優良運転者講習は、法第九十二条の二に規定する優良運転者が受講するものとし、講習時間は三十分とする。

二 一般運転者講習は、継続して運転免許を受けている期間が五年以上で、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第百七十号。以下、「政令」という。）で定める期間内（起算日から五年以内）に軽微な違反行為を一回のみしたことがあり、かつ、同期間内に重大違反等若しくは道路外致死傷をしたことがない者が受講するものとし、講習時間は六十分とする。

三 違反運転者講習は、継続して運転免許を受けている期間に係なく、政令で定める期間内（起算日から五年以内）に違反行為（軽微な違反行為を一回のみしたことがある場合を除く。）又は、同期間内に重大違反等若しくは道路外致死傷をしたことがある者が受講するものとし、講習時間は百二十分とする。

四 初回更新者講習は、継続して運転免許を受けている期間が五年未満で、政令で定める期間内（起算日から五年以内）に軽微な違反行為が一回以下であり、かつ、同期間内に重大違反等若しくは道路外致死傷をしたことがない者が受講するものとし、講習時間は百二十分とする。

2 運転免許証の更新を受けようとする者で、更新を申請した日前六月以内に法第百八条の二第二項の規定による講習で運転免許に拘わる講習に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）第一条に定める基準に適合するもの（以下「特定任意講習」という。）を終了した者については、第一項の講習を受ける必要がないものとする。

3 特定任意講習の実施に関しては、別に定めるところによる。

4 更新時講習の実施場所にあつては、次のとおりとする。

一 優良運転者講習は、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）
交通部運転免許課都留分室（以下「運転免許課都留分室」という。）及び警察署（都留警察署管轄区域に居住する者については、運転免許課都留分室）において行うものとする。

二 一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習は、運転免許課及び運転免許課都留分室において行うものとする。ただし、一般運転者講習のうち、第四条第一項第一号及び第二号に規定する者については警察署で行うことができるものとする。

（更新時講習の日程）

第三条 更新時講習等の日程は、次のとおりとする。

一 運転免許課及び運転免許課都留分室で行う場合

ア 講習日

国民の祝日（国民の祝日が日曜日に当たるときはその翌日）、年末年始の休日及び土曜日を除く日とする。ただし、運転免許課都留分室における日曜日の講習は、行わないものとする。

イ 講習受付時間

（ア）優良運転者講習

- a 午前八時三十分から午前九時四十分まで
- b 午後一時から午後一時四十分まで

（イ）一般運転者講習

- a 午前九時四十分から午前十時二十分まで
- b 午後一時四十分から午後二時二十分まで

（ウ）違反運転者講習

- a 午前八時三十分から午前九時十分まで
- b 午後一時から午後一時四十分まで

（エ）初回更新者講習

- a 午前八時三十分から午前九時十分まで
- b 午後一時から午後一時四十分まで

ウ 講習時間

（ア）優良運転者講習

- a イア aの時間に受け付けた者
午前九時から午前九時三十分まで

- (a) 午前九時三十五分から午前十時五分まで
- (b) 午前十時十分から午前十時四十分まで
- (c) 午後一時三十分から午後二時まで

b イア bの時間に受け付けた者

- (a) 午後一時三十分から午後二時まで
- (b) 午後二時五分から午後二時三十分まで

（イ）一般運転者講習

a イイ aの時間に受け付けた者

- a 午前十時四十分から午前十一時四十分まで
- b イイ bの時間に受け付けた者

- (a) 午後二時四十分から午後三時四十分まで

（ウ）違反運転者講習

a イウ aの時間に受け付けた者

- a 午前九時三十分から午前十一時三十分まで
- b イウ bの時間に受け付けた者

- (a) 午後二時から午後四時まで

（エ）初回更新者講習

a イエ aの時間に受け付けた者

- a 午前九時三十分から午前十一時三十分まで
- b イエ bの時間に受け付けた者

- (a) 午後二時から午後四時まで

二 警察署で行う場合

ア 警察署長は、あらかじめ更新時講習の実施日時を指定し、効果的な講習が実施できるように配慮するものとする。

イ 警察署長が行う更新時講習については、別に定めるところによる。

三 指定場所以外での更新時講習

別に定めるところによる。

（指定場所以外での更新時講習）

第四条 第二条第一項第三号に規定する違反運転者講習及び第四号に規定する初回更新者講習のうち、次の者に対する講習は、警察署又は別に指定する場所において行うことができる。ただし、都留警察署管轄区域に居住する者については、運転免許課都留

分室において行うものとする。

一 小型特殊自動車又は原動機付自転車運転免許証の所持者。ただし、前記以外の運転免許を併せて取得している者を除く。

二 身体障害者、妊産婦その他特別の事情があり、運転免許課及び運転免許課都留分室において講習を受けることが困難と認められる者

(更新時講習の方法)

第五条 更新時講習は、定時集合方式で実施するものとする。

2 更新時講習の科目、時間割等の基準は別表第一に示すところに沿うものとし、ビデオ等を活用した視聴覚教育方法により行うものとする。

3 違反運転者講習及び初回更新者講習は、受講者の態様に応じ、若年者、高齢者、二輪運転者等の特別学級の編成を推進するものとする。

(更新時講習の委託)

第六条 更新時講習は、法第八十二条の二第三項及び道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第三十八条の三の規定に基づき、更新時講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると山梨県公安委員会(以下、「公安委員会」という。)が認める機関(以下、「委託先講習機関」という。)に委託することができる。

(委託の条件)

第七条 更新時講習の委託は、次に掲げる条件を付すものとする。

一 公安委員会の承認を受けた更新時講習指導員(以下、「講習指導員」という。)が講習を行うこと。

二 別表第一に規定する更新時講習の講習科目及び時間割等に関する細目に準拠し、公安委員会の指示に従い講習を実施すること。

三 その他講習の適正な実施に関する必要な事項

(講習指導員の要件)

第八条 講習指導員は、別表第二に規定する要件を有し、公安委員会の承認を受けた者とする。

(講習指導員の承認申請手続等)

第九条 委託先講習機関は、職員に対し講習指導員の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を運転免許課を経由し、公安委員会に申請しなければならない。

- 一 更新時講習指導員承認申請書(第一号様式) 一通
- 二 履歴書 一通
- 三 住民票の写し 一通
- 四 運転記録証明書 一通
- 五 履歴書用写真 一枚(申請前三月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景)

の縦の長さ四センチメートル、横の長さ三センチメートルのものとし、履歴書にはり付けること。)

2 公安委員会は、前項の申請に基づき承認をしたときは、委託先講習機関に対し、更新時講習指導員承認書(第二号様式)を交付するものとする。

3 委託先講習機関は、講習指導員を解任又は就業の停止をしたときは、更新時講習指導員解任等届出書(第三号様式)に更新時講習指導員承認書を添付して運転免許課を経由し、公安委員会に報告しなければならない。

(講習指導員の承認の取消し又は業務の停止)

第十条 公安委員会は、講習指導員が運転免許の取消しの処分を受けたとき若しくは講習指導員として不適格と認められる行為をしたとき又は委託先講習機関から更新時講習指導員解任等届出書を受けたときは、講習指導員の承認を取り消し、又は必要な期間その者の業務を停止することができる。

(講習指導員の配置)

第十一条 委託先講習機関は、更新時講習を実施するに当たり、第九条第二項に規定する更新時講習指導員承認書の交付を受けた講習指導員を一学級につき一人配置しなければならない。また、必要と認める場合は、補助者を配置することができるものとする。

(講習指導員に対する教養)

第十二条 委託先講習機関は、講習指導員に交通情勢に適応した講習が行われるよう必要な指導・教養に努めなければならない。

2 公安委員会は、必要により講習指導員に交通情勢、安全運転対策等に関する教養を行うものとする。

(更新時講習実施の心構え)

第十三条 委託先講習機関は、更新時講習の実施に当たり、交通安全教育の目的が達成できるよう効果的なカリキュラムの策定、各種資機材及び資料の導入活用に努めなければならない。

(更新時講習の方針報告)

第十四条 委託先講習機関は、更新時講習の方針を作成し、又は変更したときは、運転免許課を経由して、公安委員会に報告するものとする。

(委託の解除)

第十五条 公安委員会は、更新時講習が第七条各号に規定する委託の条件に違反して行われるなど委託を続けることが適切でないと認めるときは、更新時講習の委託を解除することができる。

(更新時講習の実施報告)

第十六条 委託先講習機関は、更新時講習の実施状況について、更新時講習実施計画書（第四号様式）、更新時講習実施計画表（第四号様式の一）及び更新時講習実施結果報告書（第四号様式之二）により運転免許課を経由して、毎月公安委員会に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第十七条 委託先講習機関は、更新時講習の実施に際し、知り得た秘密を他人に漏らし、若しくは委託業務の過程で得た記録等を複写し、又は他人に閲覧させ、若しくは譲渡してはならない。

（委任）

第十八条 この規則の実施に関し必要な事項は、山梨県警察本部長が定める。

附則

1 この規則は、平成十八年三月五日から施行する。

2 山梨県安全運転学校の講習の実施に関する規則（昭和五十三年山梨県公安委員会規則第四号）は廃止する。

別表第一（第三条関係）

更新時講習の講習科目及び時間割等に関する細目

一 優良運転者講習

講習科目 一 道路交通の現状と交通事故の実態	講習細目 (一) 地域における車社会の実態 (二) 交通事故の特徴	講習方法 講義（教本、視聴覚教材等）	留意事項 ア 山梨県の実態に依りて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 イ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	講習時間 十分
二 運転者の心構えと義務	(一) 無事故無違反の奨励シートベルト、ヘルメットの着用 (三) 交通事故を起こした加害者の責		ア 今後における無事故・無違反及び安全運転を奨励する。 イ シートベルト、ヘルメットの着用に関して、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。	十分

二 一般運転者講習

講習科目 一 道路交通の現状と交通事故の実態	講習細目 (一) 地域における車社会の実態 (二) 交通事故の特徴	講習方法 講義（教本、視聴覚教材等）	留意事項 ア 山梨県の実態に依りて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 イ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	講習時間 十分
二 運転者の心構えと義務	(一) 安全運転の心構え (二) シートベルト、ヘルメット		ア 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自	十分

講習時間合計	三十分	三 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識	ウ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 エ 警察官に対する報告義務、通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 オ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護措置等について説明する。
	十分			任 (四) 交通事故を起こした運転者の義務 (五) 負傷者の救護措置

四 運転適性 についての	三 安全運転 の知識	
(一) 運転適性 診断と指導	(二) 危険予測 と回避方法 等	(一) 最近にお いて改正が 行われた道 路交通法令 の知識 (三) 交通事 故を起こした 加害者の責 任 (四) 交通事 故を起こした 運転者の義 務 (五) 負傷者の 救護措置
転適性 検査	講義(運 転適性)	
ア り適性検査を 実施し、自ら	ア 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 イ OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	自動車等を運転しなければならぬ義務のあることを指導する。 イ シートベルト、ヘルメットの着用に関して、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ウ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 工 警察官に対する報告義務、通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 オ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護措置等について説明する。
二十分	二十分	

二 運転者の 心構えと義 務	(一) 安全運転 の心構え (二) シートベ ルト、ヘル ムットの着 用 (三) 交通事 故を起こした 加害者の責 任 (四) 交通事 故を起こした 運転者の義 務 (五) 負傷者の	一 道路交通 の現状と交 通事故の実 態 (二) 交通事 故の特 徴	講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
ウ 反行為をした 場合には、当	ア 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならぬ義務のあることを指導する。 イ シートベルト、ヘルメットの着用に関して、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。	ア 山梨県の実態にに応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 イ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	講習時間 十分	十分	十分	十分	十分

注 講習の実施に際しては、教本、視聴覚教材等を活用して行うこと。
三 優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習

講習時間合計	診断と指導 (二) まとめ 査用紙等	六十 分	の運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 イ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。
--------	--------------------------	---------	---

<p>五 運転適性 についての 診断と指導</p>	<p>(一) 運転適性 診断と指導 まとめ</p> <p>(二) 運転適性 診断と指導 まとめ</p>	<p>講義(運 転適性検 査用紙等</p>	<p>ア 安全運転自己診断等によ り適性検査を実施し、自ら の運転特性を客観評価して 自覚させ、結果に基づいて</p>	<p>二十分</p>
<p>四 安全運 転の知 識</p>	<p>危険予測と回 避方法等</p>		<p>ＯＨＰ、ビデオ、アナライ ザー等を活用し、交差点通行 、夜間走行、高速道路通行等 に関する具体的危険場面を示 して、事故原因となる危険行 為、危険予測と回避方法等に ついて理解させる。</p>	<p>十分</p>
<p>三 安全運 転の知 識</p>	<p>最近におい て改正が行わ れた道路交通 法令の知識</p>	<p>前半講習のま とめ</p>	<p>前半の講習終了とし、終了す る優良運転者に対しては、次 回も優良運転者として誇り を持つことと、優良運転者で あつてもわずかな心の油断が 事故に結びつくことを簡単に 説明して終了する。</p>	<p>十分</p>
<p>救護措置</p>			<p>然それに相応する社会的非 難を受け、責任を問われる ことを説明する。 加害者の刑事上、民事上 及び行政上の責任について 、裁判例、点数制度等によ り説明して、認識させる。 工 警察官に対する報告義務 、通報要領及び事故の再発 防止義務について説明する 。 オ 救急車の到着するまでの 間における負傷者への応急 救護処置等について説明す る。</p>	<p>十分</p>

<p>二 運転者の 心構えと義 務</p>	<p>(一) 安全運 転の心構え (二) シートベ ルト、ヘル メットの着 用 (三) 交通事 故を起こした 加害者の責 任 (四) 交通事 故を起こした 運転者の義 務 (五) 負傷者の 救護措置</p>	<p>講義(教 本、視聴 覚教材等</p>	<p>ア 山梨県の実態に応じて、 交通事故、渋滞、交通公害 、違法駐車、暴走行為等に ついて重点的に説明する。 イ 地域における事故多発路 線、時間帯、事故類型、原 因等について、事故事例と 併せて説明する。 ア 運転者には、交通ルール を守り、常に細心の注意を 払って、他人に危害を与え ないような速度と方法で自 動車を運転しなければなら ない義務のあることを指 導する。 イ シートベルト、ヘルメツ トの着用に関して、その必 要性と効果について事例等 を用いて説明し、着用が習 慣づけられるよう指導する 。 ウ 交通事故を起こしたり違 反行為をした場合には、当 然それに相応する社会的非 難を受け、責任を問われる</p>	<p>十分</p>
<p>一 道路交通 の現状と交 通事故の実 態</p>	<p>(一) 地域にお ける車社会 の実態 (二) 交通事 故の特徴</p>	<p>講義(教 本、視聴 覚教材等</p>	<p>ア 山梨県の実態に応じて、 交通事故、渋滞、交通公害 、違法駐車、暴走行為等に ついて重点的に説明する。 イ 地域における事故多発路 線、時間帯、事故類型、原 因等について、事故事例と 併せて説明する。</p>	<p>十分</p>
<p>講習科目</p>	<p>講習細目</p>	<p>講習方法</p>	<p>留意事項</p>	<p>講習時間</p>
<p>注 講習の実施に際しては、教本、視聴覚教材等を活用して行うこと。 四 違反運転者講習(違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習)</p> <p>講習時間合計</p> <p>六十分</p> <p>安全運転の心構えを指導す る。 イ 診断結果に基づくタイプ 別の具体的な安全運転のコ ツを指導し、安全運転態度 を実行するための動機付け を行う。</p>				

<p>四 運転適性 技能についての診断と指導</p>	<p>三 安全運転の知識</p>	
<p>(一) 運転適性診断と指導(検査用紙使用)</p>	<p>(一) 安全運転の基礎知識最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (二) 危険予測と回避方法等</p>	
<p>実技等(教本、運転適性検査器材等)</p>		
<p>ア 安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導</p>	<p>イ 受講対象に合わせたビデオや映画を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ロ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ハ OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ニ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたのかなどについて、自ら考えさせ、意見を出させ討議させる。</p>	<p>オ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護措置等について説明する。 カ 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 キ 警察官に対する報告義務、通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。</p>
<p>六十分</p>	<p>四十分</p>	

<p>講習科目</p>	<p>(二) 運転適性診断と指導(検査機器使用)</p>
<p>講習時間合計</p>	<p>百二十分</p>
<p>講習科目四の細目は、重点を絞り選択して実施すること。 二 講習の実施に際しては、教本、視聴覚教材等を活用して行うこと。</p>	<p>イ CRTによる運転適性検査器を使用して、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。 ロ 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。 ハ 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。</p>

五 初回更新者講習

<p>二 運転者の心構えと義務</p>	<p>一 道路交通の現状と交通事故の実態</p>
<p>(一) 安全運転の心構え (二) シートベルト、ヘルメットの着用 (三) 交通事故</p>	<p>(一) 地域における車社会の実態 (二) 交通事故の特徴</p>
<p>ア 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならぬ義務のあることを指導する。</p>	<p>ア 山梨県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 イ 地域における事故多発路線、時間帯等と運転経験の浅い運転者による交通事故類型、原因等について、事例と併せて説明する。</p>
<p>十分</p>	<p>十分</p>

<p>三 安全運転の知識</p>	<p>(一) 安全運転の基礎知識最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (二) 危険予測と回避方法等 (三) 加害者の責任 (四) 交通事故を起こした運転者の義務 (五) 負傷者の救護措置</p>
<p>イ シートベルト、ヘルメットの着用に関して、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ウ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的非難を受け、責任を問われることを説明する。 エ 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 オ 警察官に対する報告義務、通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 カ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護措置等について説明する。</p>	<p>イ 運転経験の浅い運転者向けのビデオや映画を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 エ 最近において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ウ OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法について理解させる。 エ 運転経験の浅い運転者の特徴的な事故事例の説明を</p>
<p>四十分</p>	<p>六十分</p>

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1264 1167 1460 1339"> <p>四 運転適性技能についての診断と指導</p> </td> <td data-bbox="657 1167 1264 1339"> <p>(一) 運転適性診断と指導 (二) 検査用紙(検査機器使用) (三) 運転適性診断と指導 (四) 安全運転態度の診断と指導</p> </td> <td data-bbox="657 1339 1264 1512"> <p>実技等(教本、運転適性検査器材等)</p> </td> <td data-bbox="657 1512 1264 2069"> <p>ア 安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 イ CRTによる運転適性検査器を使用して、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。 ウ 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。 エ 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。</p> </td> <td data-bbox="593 1966 657 2069"> <p>六十分</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="593 1167 657 2069"> <p>講習時間合計</p> </td> <td data-bbox="657 1167 1460 2069"> <p>百二十分</p> </td> </tr> </table>	<p>四 運転適性技能についての診断と指導</p>	<p>(一) 運転適性診断と指導 (二) 検査用紙(検査機器使用) (三) 運転適性診断と指導 (四) 安全運転態度の診断と指導</p>	<p>実技等(教本、運転適性検査器材等)</p>	<p>ア 安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 イ CRTによる運転適性検査器を使用して、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。 ウ 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。 エ 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。</p>	<p>六十分</p>	<p>講習時間合計</p>	<p>百二十分</p>	<p>注 一 講習科目四の細目は、重点を絞り選択して実施すること。 二 講習の実施に際しては、教本、視聴覚教材等を活用して行うこと。 別表第二(第八条関係) 更新時講習指導員の要件</p> <p>1 二十五歳以上の者であること。 2 大型自動車運転免許又は普通自動車運転免許を有する者であること。 3 次に該当しないこと。 一 刑法に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 二 過去五年以内に運転免許の取消し処分を受けたことのある者 4 次のいずれかに該当すること。</p>
<p>四 運転適性技能についての診断と指導</p>	<p>(一) 運転適性診断と指導 (二) 検査用紙(検査機器使用) (三) 運転適性診断と指導 (四) 安全運転態度の診断と指導</p>	<p>実技等(教本、運転適性検査器材等)</p>	<p>ア 安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 イ CRTによる運転適性検査器を使用して、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。 ウ 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。 エ 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。</p>	<p>六十分</p>				
<p>講習時間合計</p>	<p>百二十分</p>							

- 一 自動車等の運転について必要な知識及び技能を有し、自動車等の構造及び取扱いの方法等の知識を有すると認められる者
 - 二 交通安全教育に関する義務に従事した経験の期間がおおむね三年以上ある者
 - 三 交通安全活動又は交通安全対策等の業務に従事した経験の期間がおおむね三年以上ある者
- 5 山梨県警察本部長が講習指導員として必要な知識及び技能を有していると認め
た者

更新時講習指導員承認申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

委託先講習機関名

印

次の者を更新時講習指導員に承認されたく申請します。

本 籍				
住 所				
ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日生（ 歳）			
保有する運転 免許の種類	免許番号	免許の種類	免許年月日	免許の条件
	第 号			
備 考				

更新時講習指導員承認書

委託先講習機関名

殿

次の者を道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する講習に従事する講習指導員として承認する。

記

氏名

生年月日

年 月 日生

年 月 日

山梨県公安委員会 印

更新時講習指導員解任等届出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

委託先講習機関名

印

次の者について、更新時講習指導員を解任したので届出いたします。

記

1 解任した講習指導員

氏 名

生年月日 年 月 日生

2 解任の理由

第4号様式(第16条関係)

更新時講習実施計画書(月分)

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

委託先講習機関名

印

年 月における更新時講習の実施計画について、次のとおり報告します。

実施場所	更新時講習担当講師	備考
運転免許課		
運転免許課都留分室		
警察署等(指定場所以外)		
備考		

第4号様式の2 (第16条関係)

更新時講習習実施結果報告書 (月分)

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

委託先講習機関名

印

年 月における更新時講習の実施結果について、次のとおり報告します。

講習年月日 (期間)			
講習場所			
講習区分		実施回数	合計
講習名	優良運転者講習	回実施	合計回数 _____回実施
	一般運転者講習	回実施	
	違反運転者講習	回実施	
	初回更新者講習	回実施	
備考			

山梨県公安委員会規則第四号

山梨県富士五湖水上安全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年二月二十三日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

山梨県富士五湖水上安全条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県富士五湖水上安全条例施行規則（昭和四十八年山梨県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二本栖湖の項中「西八代郡上九一色村」を「南都留郡富士河口湖町」に改める。

附則

この規則は、平成十八年三月一日から施行する。

● 平成十八年度自動車等の運転免許試験等の実施

平成十八年四月から平成十九年三月までの、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第八十九条第二項の規定による運転技能の検査（以下「技能検査」という。）及び法第九十七条の規定による運転免許試験（以下「免許試験」という。）法第九十七条の二の規定に該当する者についての運転免許試験（以下「一部免除試験」という。）、法第百条の二第二項の規定による再試験（以下「再試験」という。）並びに道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十六号）附則第二条第三項及び第五条第三項又は道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第十八条の五の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成十八年二月二十三日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

一 技能検査

検査の種類	検査日	検査場所
大型自動車免許	毎週木曜日（山梨県の休日 を定める条例（平成元年山 梨県条例第六号）第一条第 一項に規定する県の休日）	山梨県南アルプス市下高砂 八二五番地 山梨県警察本部交通部運転 免許課（山梨県総合交通セ

普通自動車免許（ＡＴ車 を除く。）	以下「休日」という。）を 除く。）	ンター）
普通自動車免許（ＡＴ車 に限る。）	毎週月曜日及び水曜日（休 日を除く。） 毎週火曜日及び木曜日（休 日を除く。）	

二 免許試験

1 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許 普通自動車第二種免許（ ＡＴ車を除く。）	毎週月曜日及び水曜日（休日 を除く。）	山梨県南アルプス市下 高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総 合交通センター）
普通自動車免許（ＡＴ車 を除く。）	毎週火曜日及び木曜日（休日 を除く。）	
普通自動車第二種免許（ ＡＴ車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日 を除く。）	
大型自動車仮免許		
普通自動車仮免許（ＡＴ 車を除く。）		
大型自動車免許	毎週木曜日（休日を除く。）	

大型特殊自動車第二種免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
牽引第二種免許		
大型特殊自動車免許		
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
小型特殊自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。） 又は警察署で行う毎月第一火曜日及び第三火曜日（休日 に当たった場合は、別に指定した日）。ただし、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。	山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター） 山梨県都留市下谷三丁目二番一号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室 免許を受けようとする住所区域を管轄する警察署
原動機付自転車免許		

2 自動車等の運転に必要な技能についての免許試験

大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車第二種免許（AT車を除く。）		
普通自動車免許（AT車を除く。）		
普通自動車仮免許（AT		

車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	
普通自動車第二種免許（AT車に限る。）		
普通自動車免許（AT車に限る。）		
大型自動車仮免許		
普通自動車仮免許（AT車を除く。）		
大型自動車免許	毎週木曜日（休日を除く。）	
大型特殊自動車第二種免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
牽引第二種免許		
大型特殊自動車免許		
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		

3 自動車等の運転に必要な知識についての免許試験

大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車第二種免許（AT車を除く。）		
普通自動車免許（AT車を除く。）		
普通自動車仮免許（AT車に限る。）		

免許の種類	試験日	試験場所
<p>三 一部免除試験</p> <p>1 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性についての免許試験</p>	<p>普通自動車第二種免許（AT車に限る。）</p> <p>普通自動車免許（AT車に限る。）</p> <p>大型自動車仮免許</p> <p>普通自動車仮免許（AT車を除く。）</p> <p>大型特殊自動車第二種免許</p> <p>牽引第二種免許</p> <p>大型特殊自動車免許</p> <p>大型自動二輪車免許</p> <p>普通自動二輪車免許</p> <p>小型特殊自動車免許</p> <p>原動機付自転車免許</p>	<p>毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）</p> <p>毎週金曜日（休日を除く。）</p> <p>山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）</p> <p>山梨県都留市下谷三丁目二番一号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室 免許を受けようとする住所区域を管轄する警察署</p>

免許の種類	試験日	試験場所
<p>2 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び技能についての免許試験</p> <p>大型自動車第二種免許</p> <p>普通自動車第二種免許（AT車を除く。）</p>	<p>大型自動車第二種免許</p> <p>普通自動車第二種免許</p> <p>大型特殊自動車第二種免許</p> <p>牽引第二種免許</p> <p>大型自動車免許</p> <p>普通自動車免許</p> <p>大型特殊自動車免許</p> <p>小型特殊自動車免許</p> <p>原動機付自転車免許</p> <p>大型自動車仮免許</p> <p>普通自動車仮免許</p>	<p>毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）</p> <p>毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）</p> <p>山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）</p> <p>山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）</p>

普通自動車免許（ＡＴ車を除く。）	普通自動車第二種免許（ＡＴ車に限る。）	普通自動車第二種免許（ＡＴ車に限る。）	大型自動車仮免許	普通自動車仮免許（ＡＴ車を除く。）	大型自動車免許	普通自動車仮免許（ＡＴ車を除く。）	大型特殊自動車第二種免許	牽引第二種免許	大型特殊自動車免許	牽引免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許
毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）			毎週木曜日（休日を除く。）			毎週金曜日（休日を除く。）						
試験場所												

3 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び知識についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許 普通自動車第二種免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日及び運転免許課都留分室は平成十九年一月四日を除く。）。ただし、法第八十九条	山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総

大型特殊自動車第二種免許	牽引第二種免許	大型自動車免許	普通自動車免許	大型特殊自動車免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許	小型特殊自動車免許	原動機付自転車免許	大型自動車仮免許	普通自動車仮免許
第二項後段に規定する書面及び法第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く										
（合交通センター） 山梨県都留市下谷三丁目二番一号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室（道路交通法施行令第三十四条の四に該当する者を除く。）										
毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）										
山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）										

四 再試験

免許の種類	試験日	試験場所
普通自動車免許	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
原動機付自転車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
大型自動二輪車免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
普通自動二輪車免許		

五 審査

1 技能による審査

免許の種類	審査日	審査場所
大型自動車第二種免許	毎週水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市 下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通 部運転免許課（山梨 県総合交通センター）
普通自動車第二種免許		
普通自動車免許		
普通自動車仮免許		
大型自動車免許	毎週木曜日（休日を除く。）	
大型特殊自動車免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		

2 書面による審査

免許の種類	審査日	審査場所
大型自動車免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日及び運転免許課都留分室は平成十九年一月四日を除く。）	山梨県南アルプス市 下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通 部運転免許課（山梨 県総合交通センター）
普通自動車免許		
大型特殊自動車免許		
大型自動二輪車免許		山梨県都留市下谷三 丁目二番二号
普通自動二輪車免許		山梨県警察本部交通 部運転免許課都留分 室

六 その他

- 技能検査、免許試験、三の2及び3の一部免除試験、再試験並びに審査の受付時間、午前八時三十分から同九時までとする。
- 他の受付時間は、午後一時から同一時三十分までとする。ただし、法第九十七条の二第二項に定める確認を受けようとする者については、予約制とし、時間を指定するものとする。

- 大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許の技能試験については、予約制とする。
- 技能試験は、積雪その他天候等により、試験を実施することが危険な場合は中止とする。